

対象者は
申請を

子ども医療費の所得制限緩和

令和元年 10 月診療分から、未就学児を対象とした子ども医療費給付制度の所得制限を右表のとおり緩和します。現在受給していない人は、忘れずに申請してください。

▼**受付期間** 6 月 3 日（月）～8 月 30 日（金）

▼**受付場所** こども家庭課家庭給付係（市役所 1 階）、岩木・相馬総合支所民生課

▼**申請に必要なもの** 子どもの保険証の写し、保護者名義の通帳の写し（銀行名、支店名、口

座番号、名義が確認できるもの）、印鑑（シャチハタ不可）、マイナンバーカード（通知カードなど個人番号がわかるものも可）

■**問い合わせ先** こども家庭課（☎ 40-7039）

【所得制限額表（10 月から）】

扶養親族等 または乳幼児の数	所得額
0 人	532 万円
1 人	570 万円
2 人	608 万円
3 人	646 万円
4 人	684 万円
5 人	722 万円

希望団体は
電話で連絡を

マイナンバーカード ～便利な出張申請をご利用ください～

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な身分証明書です。マイナンバーカードを申請したい人が集まれば、市職員が希望する会場まで出張し、申請を受け付けしています（顔写真の撮影を含む）。希望するグループは事前に電話で連絡してください。

▼**申し込み条件** ①市内に住所を有する 10 人以上で構成されたグループであること（企業や学校等を含む。10 人に満たない場合は相談を）、②出張日時が平日の午前 9 時～午後 4 時であること（土・日曜日、祝日、年末年始および 3 月～4 月を除く）、③会場（市内）が用意できること（電源を使用します）

▼**必要書類** 通知カード

（申請時に回収）、住民基本台帳カード（所有者のみ、申請時に回収）、本人確認書類（有効期限内のもの）…次の A 1 点または B 2 点または B 1 点 + C 1 点

A	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書
B	健康保険証、年金手帳、介護保険証
C	診察券、学生証

※通知カードを紛失した場合は、A 2 点もしくは A 1 点 + B 1 点、または A 1 点 + C 1 点が必要です。カードは、申請からおおよそ 1 カ月後に本人限定受取郵便で自宅に送付されますが、申請時の必要書類に不足がある場合は、カードが出来次第、市民課窓口での交付となります。

■**問い合わせ・申込先** 市民課（☎ 40-7020）



弘前っ子の作品 Vol. 2

平成 30 年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで 10 回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■**問い合わせ先** 教育センター（☎ 26-4803）

虹色に輝いているようにして、生命力があふれるようにしました。しっほの丸めたところもポイントです。



さとう たくはさん（裾野中学校）



タイトル 裾野の森の不思議な動物
虹色カメレオン

対象者は
忘れずに提出を

児童手当の現況届

児童手当を受給している人は、毎年 6 月 1 日時点の児童の養育状況などを記入した「現況届」の提出が必要です。「現況届」は、6 月分以降の手当の受給資格を確認するためのもので、該当者（職場での手続きとなる公務員を除く）には、5 月末に届け出書類を送付しています。提出がない場合は、手当を受給できなくなりますので、忘れずに提出してください。

なお、届け出書類が届かない場合はお問い合わせください。

▼**提出期限** 6 月 30 日（日）

▼**提出先** こども家庭課家庭給付係（市役所 1 階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所 ※6 月 29 日・30 日は、こども家庭課で休日受け付けを行います。

■**問い合わせ先** こども家庭課（☎ 40-7039）

対象者は
忘れずに届け出を

森林に関する届け出が必要です

【森林の土地の所有者届】

森林の土地を売買や相続等で新たに取得した場合には、「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です（国土利用計画法に基づく土地売買等契約を届け出た場合を除く）。

▼**届け出期間** 土地の所有者となった日から 90 日以内

▼**届け出先** 取得した土地のある市町村

【伐採および伐採後の造林の届け出】

森林所有者などが森林（保安林を除く）の立木を伐採する際には、森林法に基づく書類の届け出が必要です。

▼**届け出が必要なとき** ①森林の立木を伐採するとき、②伐採後の造林が完了したとき

▼**届け出期間** ①伐採を開始する日の 90 日前～30 日前まで、②造林を完了した日から 30 日以内

▼**必要書類** ①伐採及び伐採後の造林届出書、②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

▼**対象者** 森林所有者または森林所有者と立木を買い受けた者

▼**届け出先** 伐採・造林を行う森林がある市町村～共通事項～

▼**対象森林** 県が作成する地域森林計画の対象森林（5 条森林）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■**問い合わせ先** 農村整備課（市役所 3 階、☎ 40-7103）

連載 新中核病院

第 6 回 意見募集の結果



毎月 1 回、新中核病院に関する情報をお伝えします。

■**問い合わせ先** 地域医療推進室（☎ 37-3788）

どのような意見が寄せられた？

平成 30 年 12 月 3 日～平成 31 年 1 月 11 日の間で実施した新中核病院に対する意見募集では、「受診時の待ち時間対策や患者の導線への配慮、高齢者の移動を考慮した案内・誘導係の配置」といった意見のほか、「駐車場やアクセス道路の確保」、「食

堂、図書館など診療機能以外の充実」など多くの意見が寄せられました。

寄せられた意見は、国立病院機構をはじめとする関係者間で共有しながら、今後の整備・運営等の参考とします。全ての意見および意見に対する回答の詳細については、市のホームページで公表していますので、ご覧ください。